

裁判員経験者の意見交換会議事録（平成29年2月23日開催分）

司会者：それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日、司会を担当いたします堺支部裁判官の真鍋秀永と申します。よろしくお願いいたします。この会の趣旨は、より良い審理を実現したい、また、より多くの方が参加しやすい制度にしたいということで、実際に裁判に参加された方から、少し時間が経った今どのようなことを考えているのかということをお聞かせいただければという会でございます。本日は、遠慮なさらずに、むしろ我々の耳に痛いことを言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この会には法律家の方にも参加していただいております。裁判所から自己紹介をお願いいたします。

渡部裁判官：第1刑事部の渡部と申します。この堺支部に三つある裁判員裁判の合議体の一つの裁判長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

國井検察官：検事の國井と申します。私はこの堺支部の検察庁で裁判を担当して2年目になります。今日はよろしくお願いいたします。

依田弁護士：弁護士の依田と申します。大阪で15年ほど弁護士をしております。こちらの堺支部でも裁判員裁判を担当した経験もあります。本日はよろしくお願いいたします。

司会者：まず皮切りとして、お話ししづらいかも知れませんが、今、どのような感想を持っているのかを、自由にお話しいただければと思います。

1番さんから順番に、参加したときの経験を振り返ってみて、こういうことを感じているというようなこと、何でも発言いただければと思います。

裁判員経験者1：法廷において被告人の罪を裁き、改心させ、量刑を決める重要性を感じました。事件の評議、評決と進む中で、裁判員全員が率直な発言ができたのではないかと思います。印象に残りましたことは、法廷で審理を終え、厳粛厳正な空気が漂う中で裁判長が被告人に判決を言い渡し、聞かせることが心

に残りました。

司会者：良い経験として受け止めたというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：2番の方お願いします。

裁判員経験者 2：私も裁判員の通知が来たとき、裁判員に当たって、第一印象は不安でした。いろんな意見の人、年齢、職業、男女の関係、いろんな面から考えて、一つの事件を判断するのに、意見というのは千差万別と思います。これを裁判官の方がどうリーダーシップをとられるのか、そこに興味がありました。実際に携わせてもらって、裁判官のリーダーシップというのは大事だなと、ものすごく感じました。もう一つは、司法制度へ私たちが参加できるということは、いいチャンスだと思います。だから、これをみんなが避けるのではなくて、より良い制度としていくというのが大事なのではないかなと、この二つを特に思いました。参加して良かったです。

司会者：3番の方お願いします。

裁判員経験者 3：参加して良かったです。抽選で当たって、裁判所に来るというのは嫌で、面倒というか、本当に無関心だったのですが、いざ選ばれたという時点で、他人のことではなくて真摯に考えていかないといけないというのが自分の心に芽生えまして、結審までの間、感情移入すると間違いになりやすいんじゃないかと判断し、非常に集中して審議ができました。貴重な経験をさせていただき、非常に裁判というものに関心が湧いてきました。新聞記事などに裁判員裁判のことが載っていると、関心があって、ちょっと知りたいなと思います。

司会者：4番の方お願いします。

裁判員経験者 4：日本人なので、日本の司法に協力できるところは協力したいという、そういう気持ちで裁判に参加させていただきました。裁判が終わってから何か月か経っていると思うので、しゃべりながら思い出してくる感じです。た

だ、裁判員裁判に参加したこと自体は、すごく良かったと思っており、今日も参加させていただきました。

司会者：5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者5：有休とは別に休暇が取れるという制度があったので、選ばれたらいいなと思っていたら選ばれました。終わってから、自分の仕事の関係でも、法律を守らなければいけないというのは、より思うようになりました。それは自分にとって良かったと思っています。今日、裁判をやっていたときの少し重たいような気分も思い出してきました。

司会者：ありがとうございます。皆さん良い経験だったと話してくださり、司法への関心を高めるきっかけになったという発言も出てきたのですが、選ばれる前の段階では参加しにくいという意識がまだ根強いのかなと感じています。そこで、当初不安があったと話してくださった2番の方、具体的にこういう点がというわけではなく、裁判に関わるということへの漠然とした不安があったということでしょうか。

裁判員経験者2：裁判所の中が見えなかったです。裁判所は、どんな組織なのか、どんなことをしているのか、そして、裁判員として事件を担当した場合に、裁判官がどのようなことを聞くのか、そういう不安というか、興味のようなものがあります。普通の企業と違ってこういう仕事をしているという中身が見えなかったという点です。

司会者：裁判所の中がどんなものなのか、裁判がどんなものなのかということ、普通の生活の中で知る機会がすごく少ないということなのではないでしょうか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：こんな方法で情報を出していたら、最初から裁判所のことがもう少し分かっていたかなということだと思うところはございますか。

裁判員経験者2：裁判は公開されているので、自分から足を運べば見られるのですが、いざ行くかといったら、仕事をしていけば平日は行けないし、土日は休み

なので、積極的に裁判所がPR活動というか、地域の組織とか学生に、法廷見学を受けるだけではなく、積極的に誘うとか、そういうことが大事ではないかなと、攻めのPRをする必要があるのではないかなと思います。

司会者：1番さんは選ばれる前は、どのような気持ちだったのでしょうか。

裁判員経験者1：非常にびっくりしました。私自身は六法全書を見たこともありませんので、そういう場で何ができるのだろうか、不安がいっぱいでしたが、やりきったと思っております。

司会者：裁判所や裁判のことがそもそも分からないから、そういう不安はあるが、大きな支障にはならなかったということですかね。3番さんは面倒と思ったということでしたが、具体的にこんなことというものがあればお願いします。

裁判員経験者3：通知が来た時点では、行きたくない、出向きたくないが、仕方がないという、そういう気持ちがありました。

司会者：それはこれまでのお二人の方と同じようなお気持ちでしょうか。

裁判員経験者3：重い事件を自分が裁くということを考えると自分のことで精いっぱいだから、そういうことに関わりたくないというのがありました。選ばれた時点では、全く心の準備ができていないわけですが、生半可な気持ちで参加するのはまずいのではないかと思ひ、真摯に、自分ができるだけのことをしたいと思ひました。実際に参加してみて、事実をきちんと冷静に判断しなければいけないと思ひました。そういった点で、いい経験をさせていただいたと思ひます。

司会者：法廷でのやり取りを見て、みんなと話し合う中で、当初の不安とは違って公平な立場から事実を見つめることができたということですね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：4番さんは当初から協力しようという気持ちを持っていたということですが、それでも懸念等というのはありませんか。

裁判員経験者4：懸念というのはなく、面倒くさいというくらいのものでした。

終わってから、裁判員になったよという話を友達とかにするわけです。そのときに、よく行ったなという方もいるし、私も是非行きたいという方もいて、ここは既に決まっているのかなというのを感じました。

司会者：決まっているというのは、どういうことでしょうか。

裁判員経験者 4：行こうと思っている人は行くし、やめておこうかなという人もいます。基本的にそこを変えるというのは難しい問題ではないかと思います。ただ、私たち経験者が話をして、横の人に横の人にと広がっていくと、もう少し敷居が下がるかなと思います。

司会者：今のお話の関係は後ほど取り上げさせていただこうと思います。5番さんは職場の制度が整っていたことが参加しやすさにつながったという理解でよろしいでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。

司会者：何か参加に障害があると感じていたことはありますか。

裁判員経験者 5：障害はなかったです。私は当たったら絶対やろうと思っていたので、いつか当たりたいと思っていました。

司会者：ありがとうございます。では、4番さんが発言されたこととの関係で、終わった後に経験をどの程度話されているのかということを探ねさせていただきます。1番さんは、裁判員裁判に参加したということ、どなたかにお話されましたか。

裁判員経験者 1：余りなかったと思います。私の場合は、守秘義務というものがどの程度という、その加減が分からなかったものですから、そういう話は余りしておりません。

司会者：2番さんは、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私の場合は積極的にPRさせてもらいました。やはり守秘義務は引っかけたのですが、裁判官の方から積極的にPRしてほしいということを知りまして、事件自体は公になっているので、言いやすい部分がありました。

裁判官の言葉もあって、飲み会の席などで時々話して、やはりうらやましがる人もいました。やってみたいという方が大半でした。

司会者：聞いてやめておこうという反応は割と少なかったのですか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：3番さんどうでしょうか。

裁判員経験者3：全然誰にも話していません。

司会者：何か話さない理由というのがあるのでしょうか。

裁判員経験者3：特にないです。

司会者：1番さんは守秘義務の加減が難しいとおっしゃられましたが、3番さんはそういうことを感じておられるわけでもないのでしょうか。

裁判員経験者3：はい。守秘義務があるので、ということは全くありません。

司会者：5番さんは、どうでしょうか。

裁判員経験者5：その間、仕事を休んでいたもので、職場の人には裁判員をやっていたと伝えて、話し合った内容は言うてはいけないということだったので、それは言わなかったのですが、このような事件で被告人はまだ若かったというようなことを言いました。

司会者：話を聞いた方が、参加に対して前向きもしくは逆に後ろ向きというような、そのような発言が出たといったことはありましたか。

裁判員経験者5：やりたいという人が多かったですね。

司会者：今のお話だと、評議の内容については秘密厳守だけれども、公開の法廷で行われていることについては話してもいいのだという辺りについては理解をされていて、いろいろと体験をお伝えいただけましたということですね。

裁判員経験者5：はい。

司会者：別のことを尋ねさせていただきます。担当していただく裁判というのは長さがいろいろで、スケジュールの組み方も様々というところがあります。連続で審理に関わるという形もあれば、間に休みを入れながら審理を行う場合もあ

ります。御職業との関係で都合がいい悪いというのが出てくるとは思うのですが、ハードでもぎゅっと詰まった日程の方がいいとか、その辺りのことを聞かせてもらえればと思います。3番さんはどうですか。

裁判員経験者3：実際に裁判に参加した時点で、もしも現役であったとすると、とてもじゃないですが、支障を来して、お断りしたと思います。ですから、自分ももし現役世代で働いているという前提で考えたなら、参加できなかったという状態ですね。

司会者：現役世代の方でも、中に空き日があった方が仕事を片付けながらうまく参加できるという意見を述べる方もおられるのですが、3番さんの場合は、御自身の現役時代を思い起こしても、そういう空き日に仕事をこなして参加というのは難しいということですか。

裁判員経験者3：そうですね。人間的な問題で、自分が1人抜けると支障を来すという状況でしたから、無理でしたでしょうね。

司会者：他の方は御自身のスケジュールについて、何か思うところがありましたか。

裁判員経験者1：私の場合は、数日間でしたが、緊張感が持続できましたから、継続して行く方が良くて、間を空けられるとつらい面があるかなと思っております。

司会者：5番さんはどうでしたか。

裁判員経験者5：詰まってる方がいいのですが、早く終わるものだなというので、少しびっくりしました。

司会者：2番さんもスケジュールの組み方にこんな工夫の余地があるのではというようなことを、感想で結構ですから、お話しいただけないでしょうか。

裁判員経験者2：私も現役をリタイアしていますので、どちらでもいいのですが、現役の方の場合は、職場によって千差万別だと思います。環境作りが大事ではないかと思います。

司会者：職場の側の環境作りということですか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：それに向けては、裁判所の方も、先ほどの話にありましたPR等を行うということになりましようか。

裁判員経験者 2：そうですね。せっかくこういう制度を作ってるのですから、司法の立場の人、それを手に入れた一般の人、お互いが詰めていく必要があるのではないかと思います。

司会者：4番さんは、いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私の場合はある程度時間を作れますが、知り合いに飲食店を経営されている方たちがいて、裁判員になったという話をしたのですが、そういう方たちは、仕込みもあるし絶対に行けないという話になったり、逆に、夜から店を開けるので午前中なら行ける、行ってみたいという方もいたりします。日程でやりやすい、やりにくいというのはなくて、封筒が届いた時点で、今の自分ができるかできないかというのは決まっていると思います。

司会者：ありがとうございます。審理の関係のことも議題として取り上げていいのかなと思っているのですが、検察官、弁護士の方から聞いてみたいということとはございますか。

国井検察官：例えば、検察官が証拠の内容を説明する時間があつたと思うのですが、どれぐらいの時間なら集中できるものなのか。やっている方としては必死なので時間があつという間に経つのですが、聞いている側はどれぐらいが限界なのかという辺りをお伺いしたいと思います。

司会者：5番さんは、法廷での審理に立ち会ってる中で、集中力を欠きそうになったとか、しんどいなと感じたというような場面はありましたでしょうか。

裁判員経験者 5：特になかったですね。

司会者：今思い起こしてみても何か感じたことはありませんでしたか。

裁判員経験者 5：資料が丁寧にまとめられ過ぎているのではと思いました。分かりやすくしてくれているのはいいんですけど、要点がこれでというようになって

いて、何かもう少し複雑というか、ちゃんとした文章にしてもいいのではないかといいた、私はそんな気がしました。

司会者：コンパクトになっていて負担は感じなかったが、ややコンパクト過ぎて、本当はもう少し何かあるのではないかといいた、そんな感想を持ったということなのではないでしょうか。

裁判員経験者 5：裁判ですし、もっとややこしい話だろうと思っていたのですが、本当に単純化されているので、もっと複雑でもいいのにな、と私は思いました。

司会者：4番さんは、いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：あまり法廷での印象はないのです。何かストーリーが進んでいくというか。分からない、理解できないという内容があったり、弁護人は、被告人の弁護をされるということで、今のは苦しいのではとか、そんな感じを受けたりしていました。時間的な部分というのは余りありませんでした。時間の方は裁判長がきちっとしていただきました。引いたところで話して知識が入って良かったという部分はありました。

司会者：今の引いたところでおっしゃったのは、法廷にいない時間帯に、裁判官から適宜手続の説明を受けて、それで法廷に入ることによって、法廷で何が行われているかというのが分かったということですか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：その前の御発言は、分からないということが分るとか、これは怪しいぞ、苦しいぞと思えるということは、法廷でのやり取りを聞く中で御自身の判断が十分にできていたというふうに聞かせていただいたのですが、そうですか。

裁判員経験者 4：そうですね。今のは苦しかったなとか、今のは説明になっていないとか、法廷から出て、みんなで話をするという形だったと思います。

司会者：法廷では、集中力を欠く状態になったという経験は全くなかったということですね。

裁判員経験者 4：そうですね。ずっと集中してる状態ですね。

司会者：3番さんお願いします。

裁判員経験者3：公判でずっと聞いていても、断然集中してしまっていて、よく状況が把握できたと思っています。写真とかが前に映し出されますよね、それも割と分かりやすくて。時間のことは全然覚えていないのです。だから集中していたのでしょね。後ろに戻ってみんなで話をしたときに、裁判官の方からかみ砕いて説明していただけたので、よく分かったと思います。

司会者：2番さんお願いします。

裁判員経験者2：公判が開かれてる時間帯というのは、あんなものなのかなと。1時間ほどやって休廷されて、その繰り返しでしたので、配慮された時間配分は良かったですね。また一旦戻って休憩のときに、裁判官がいろいろとアドバイスをしてくれました。それと、事件の概要をワンペーパーでおさめてくれましたので、私自身はよくまとめられていて、分かりやすいなという印象でした。

司会者：1番さん、お願いします。

裁判員経験者1：法廷において、検察官、弁護人が事細かくお話をしていただいて、お話を聞くのに必死で、緊張感というのか、余裕が全くなかったように思います。

司会者：疲れてついていけなくなったということではないのですよね。

裁判員経験者1：はい。

司会者：検察官、弁護人に御協力いただきながら行ってる審理時間等について、本日の参加者の方は不満に思われたところはなかったということかと思えます。

依田弁護士：こういった意見交換会に何度か参加させていただいて、弁護人としては耳の痛い感想を言われることがあるのですが、もしそう思われた方がいらっしゃれば、教えていただければと思います。

司会者：1番さん、どうでしょうか。特にはありませんか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：2番さん，お願いします。

裁判員経験者2：弁護人というのは，どうしても被告人サイドの考えに沿うような活動になるのだらうと思うのです。しかし，常識的に考えて第三者的には違和感を感じるんじゃないかという部分が気にかかりました。私たちの事案は，被告人には軽度の障害があるということでしたが，質問に対する答えや被告人が書いた反省文から受ける印象と比べて，弁護人の主張に少し違和感を感じることがありました。

司会者：3番さん，お願いできますか。

裁判員経験者3：被告人が余り意思表示ができない方だったので，それを弁護するためにもっと強い口調で言うのかなと思ったのですが，そうでもなくて，ある程度淡々と弁護されていたなという印象がありました。

司会者：4番さんお願いします。

裁判員経験者4：弁護側の話をさせていただきますと，終始一貫した主張をされていたように思います。ただ，判決を聞いた際に感情を表に出しすぎているように思われたのは，あまりよろしくないのではというふうに感じました。

司会者：5番さん，どうでしょうか。

裁判員経験者5：弁護人については，少し芝居がかっているような印象がありました。それと弁護人が懲役何年という意見を言って，もっと軽い意見を言わないのかという印象がありました。

司会者：その辺りは難しいところですね。

渡部裁判官：弁護人の活動について聞かれたので，今度は検察官についてはどうでしょう。

司会者：1番さんは，いかがですか。

裁判員経験者1：特にないです。

司会者：4番さんお願いします。

裁判員経験者4：疑わしきは罰せずという言葉は，別に日本の法律だけではなくて

世界的にそう言われているということのを再認識したので、検察官の方には、根拠をきちんと示していただきたいなと思いました。

司会者：2番さん、どうですか。御自身が担当した事件の中で何かありませんか。

裁判員経験者2：私の場合は、きちっとした証拠があったので、特にはありません。

司会者：3番さん何かございますか。

裁判員経験者3：私が担当した裁判においては、検察官は淡々と状況説明をされて、ちゃんとされていたなと思います。

司会者：検察官の説明を聞いているだけで、結論を出す上で必要な情報や考え方が理解できたということになりますか。

裁判員経験者3：そのような理解ができました。

司会者：難しい問題点の解決についても、必要なことは法廷で聞いた、理解できたという感じでしょうか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：5番さんは何かございますか。

裁判員経験者5：検察官の話聞くだけで大体分かったので良かったと思います。

司会者：刑を定めなければならないという作業があって、我々はそこが難しいと思っているのですが、自分で刑を考える上で必要な情報についても、法廷での検察官の主張・立証できちんと理解できたというところでしょうか。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：検察官の活動について特段気にかかるようなところはなかったということですか。

裁判員経験者5：なかったです。

司会者：このほかに何かございますか。

裁判員経験者1：裁判員裁判により参加しやすくなるための方策について、よろしいですか。

司会者：はい、お願いします。

裁判員経験者 1：1月20日の新聞記事に刑法犯認知100万件を割るという記事が目につきました。記事の内容の中に、ひったくりなど街頭犯罪の対策が進んだほか、防犯ボランティアや防犯カメラの存在も大きいと書かれていました。そこで私は裁判員ボランティアを発足し、かみ砕いた活動を試みればよいのではないかと思います。御参加いただいたボランティアさんには、ポイントカードをお配りしてはいかがでしょうか。

司会者：そのときに念頭に置いておられる参加者、そのボランティアとして活動をしていただける方は、どのような方がいいかなというお考えですか。

裁判員経験者 1：防犯協会の方とか、それから、婦人会、子供会、そういう団体の方にPR活動をお願いしたらどうかなと思います。

司会者：先ほど2番さんから発言があったように、裁判所側から情報をお伝えするとともに協力を願うような、そんな活動を考えてみたらどうかというお話ということでしょうか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：では、そのほかはいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：結果の通知はされるんですか。裁判員が携わった事件の結果というのは、控訴があったかどうかとか、私たちが携わった事件が最終的にこういう結果でしたよという通知はされるのですか。

司会者：制度として全員にそれをお伝えするというような体制にはなっておりませんが、御要望があればお伝えするというところでやっておるように個人的には思っております。その辺り何か提案がございますか。

裁判員経験者 2：せっかくこういう制度でやられているので、携わった者とすれば、自分が携わったその事件自体が最終的にこういう結果になったということを知りたいなと私自身は思います。

司会者：そういうことを一律に行うようなことを考えてみたらどうかということでしょうか。

裁判員経験者 2：ええ，そうです。やられていなければ検討してほしいと思います。

もう一つは裁判員の報酬制度です。これは別に金銭目的でやっている人はいないと思うのですが，この制度自体を継続し，盛り上げていこうと思えば，報酬をたくさんあげなさいというのではないのですが，参加すればそれだけの形の報酬があるのだという面も考慮する必要があるのではないのかなと思います。

これは，こと正義感の強い人はボランティア的に行くのですが，やはりそういう面を配慮するのも一つの考えではないかということで提案しました。

裁判員経験者 4：賛成です。

司会者：それでは最後に何かございましたら，発言いただければと思います。

裁判員経験者 4：検察官に頑張ってくださいということだけです。

国井検察官：ぴりっとした立証ができていなかったのだろうなと思います。証拠が薄いなら薄いで，しっかり準備して，きちんとした立証をできていたかどうかという点に関して，反省すべき点があるのではないかと思います。御指摘を受けると，証拠収集の過程から反省すべき点があるとしても，やはり立証の点でも反省すべき点があるのだろうと思います。被害者側に配慮するとしても，とりあえず起訴するというわけではないので，やはり被告人の人権というものがありますから，今後も身を引き締めてやりたいと思います。貴重な御意見をいただきまして，ありがとうございました。

司会者：では，弁護士から何かございますか。

依田弁護士：弁護士側として，すっきりはつきり分かる事件というのは余りなくて，弁護人の方の主張が苦しいということが多く，弁護人の言っていることはなかなか常識的でないということと言われることが多い立場ではあるのですが，やはり疑わしきは罰せずということで判断されるというのは心強く思います。ありがとうございました。

司会者：では，裁判官から，何かございますか。

渡部裁判官：今日また改めてお話を伺って，皆さん本当にすごく重い経験をされた

のだなと思います。この経験を他の方に話された方もいらっしやって、そういう形でいろんな方に話していただくことによって経験の幅をどんどん広げていただければ、裁判の良くないところもきちんと伝わりますし、また裁判員として参加するということに対して前向きな方が増えていっていただけたらなということも思っております。今日思い出していただいたことも踏まえて、いろんな方に経験を伝えていただければ大変有り難いと思います。

司会者：どうもありがとうございました。今、渡部裁判官からもお話がありましたが、今回いろんな思いはあるけれども、やはり良い経験だったというふうにおっしゃってくださっていて、それが少しでも世の中に広がっていってくれるとうれしいなと私自身も思っております。本日の参加者の方は積極的に経験をお伝えくださっている方が多く、非常にうれしく感じたところであります。本日のお話を踏まえて、まだまだ勉強しなければいけないことがあるという思いを新たにいたしました。本当にありがとうございました。

以 上